(その1)

## 収支報告書

# 令和4年分 開催分)

(

(ふりがな)	おぐましんじれんごうこうえんかい	政治团体	ちの区分
1政治団体の	名 称 おぐま慎司連合後援会	□ 政 党 □ 政 党 の 支 部	□政治資金規正法第18条の2第1項 の規定による政治団体
2 主たる事務所の別	f在地 福島県会津若松市館馬町2-14 ~	□ 政 治 資 金 団 体、	· 回そ の 他 の 政 治 団 体 □その他の政治団体の支部
3 代 表 者 の E 4 会 計 責 任 者 の	(胜) (名)	活動区域 2以上の都道府県の区域等 資金管理団体の指定の有無	<ul> <li></li></ul>
事務担当者の (姓) 大	(名) _	<ul> <li>□ 有</li> <li>□ 無 ·</li> <li>公 職 の 種 類</li> <li>(現職・候補者の別)</li> </ul>	<ul> <li>□ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体</li> <li>○ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体</li> </ul>
	<u>判</u> 加 <u>况</u> 42-38-3565 。	資金管理団体の届 (姓) (名)       出をした者の氏名	第25に除る国会職員関係或佔団体       公職の候補者 <sup>(姓)</sup> の氏名小熊慎司、
(電話)			公職の種類衆議院議員、           (現職・候補者の別)(現職)、
(電話)			公職の候補者 (姓) (名) の氏名(2人目)
			公 職 の 種 類 (現職・候補者の別)
			公職の候補者(姓) (名)の氏名(3人目)
	のれ思選挙管理委員		公 職 の 種 類 (現職・候補者の別)
	和 -5.29 收受	資金管理団体の指定の期間から	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 から
	3557 1	ル <sup>1</sup> ら まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	// から まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	123, 708
(前年からの繰越額)	23, 708
(本年の収入額)	100, 000
支 出 総 額	38, 500
翌 年 へ の 繰 越 額	85, 208

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個	国人の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	0 ·

(2) 寄 附				
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考
(ア) 個人からの寄附		100,000		
(うち特定寄附)		0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0		
(ウ)政治団体からの寄附		0		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		100,000		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0		
イ 政党 匿名寄附		0		
合計 (ア+イ)		100,000		

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在 地)	職業(団体にあっては、代 表者の氏名)	備	考
1	小熊慎司	- 100, 000	R4/1/10	会津若松市一箕町松長一丁目1-4	衆議院議員		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	100, 000			· I		
	その他の寄附	0	-				
	合 計	100, 000	,				

## その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の	総 括 表					
項		目		金額	備 本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	考
1 経	常	経	費			
(1) 人	件		費	0	0	
(2) 光	熱	水	費	0	0	
(3) 備 占	乱・ 消	耗 品	費	0	0	
(4) 事	務	所	費	38, 500	0	
小		計		38, 500	· 0	
2 政	治 活	動	費			
(1) 組	織 活	動	費	0	0	
(2) 選	挙 関	係	費	0	0	
(3) 機関紙	<b>転の発行そ</b>	の他の事	業費	0	0	
ア機関	紙誌の発	行事業	き 費	0	0	
イ 宣	伝 事	業	費	0	0	
ウ 政治資	資金パーティ	一開催事	業費	0	0	
エそ	の他の	事 業	費	0	0	
(4) 調	查 研	究	費	0	0	
(5) 寄	附• 3	交 付	金	0	0	
(6) そ	の他の	の経	費	0	0	
小		計		0	0	
合		計		38, 500	-	

(その14)

	(2)経常経費(人件費を除	除く。)の内訳	項	目別区分	4. 事務所費、	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査報酬費	- 19, 958	R4/2/25	原田与志夫税理士事務所、	福島県会津若松市桜町89番地4-102	
2	生花代	. 16, 500	R4/10/11	東都博善社	東京都文京区千石1-26-5、	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14				·		
15						
	この頁の小計	36, 458				
	その他の支出	2,042				
	合 計	38, 500				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備	考
ア 土 地		J		
イ 建 物		V		
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		7		
エ取得の価額が100万円を超える動産		<b>v</b>		
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) オ 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く 。)		V		
カ 金 銭 信 託		V		
キ 直 価 証 券		7		
ク出資による権利		<b>v</b>		
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		7		
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		7		
サ <u>取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権</u> <u>利</u>		V		
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	< 、			

、 (その18)

## 2 資産等の項目別内訳

	資産	産等の内訳			項目別区分 ジ 借入先ごとの残高が100万円を超え 金				
行番号		摘	要	金	額	年月日	備	考	
1	小熊	慎司 、			4,000,000				
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10						5			
11									
12									
13									
14									
15									

(その20)
--------

(その20)		宣 誓		書		
添	付書類(別添のとおり)					
	1 領収書等の写し					
	2 監査意見書(政党及び政治資金団	体に限る。)				
<b>I</b> ,	3 政治資金監査報告書(国会議員関	係政治団体に限る。)				
	この報告書は、政治資金規正法	に従って作成した	ものであ	って、真実に相議	違ありません。	
					令和5年 2月	9日
		政治団体の名	↑称 おく	ぎま慎司連合後援会		
		会計責任者の氏	后名 佐久	、間	辰哉	
		代 表 者 の 氏	名 (代	表者については解散時0	りみ記入すること)	
			ī			

政治資金監查報告書

令和5年2月9日

おぐま慎司連合後援会

#### 代表武市和之殿

登録政治資金監查人 原田与夫夫 登録番号第53号 研修終了年月日 平成20年12月18日

- 1 監査の概要
- (1)私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、おぐま慎司連合後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ)(以下「会計帳簿等の関係書類」という。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適性化委員会が定める「政治資金 監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3)私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成、又は徴取した 会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告すること にある。
- (4) この政治資金監査は、おぐま慎司連合後援会の主たる事務所において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2)法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳 簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細 書に係る支出目的書は存在しなかった。

#### 3 業務制限

おぐま慎司連合後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、おぐま慎司連合後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様 である。

以上